

# 平成 22 年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要について

平成 22 年 9 月 6 日  
名古屋市人事委員会

## ○ 本年の給与勧告のポイント

- ① 月例給の引下げ (△9,604 円 (△2.35%)) — 給料表又は地域手当を改定
- ② 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.2 月分)

平均年間給与は、約△22.3 万円 (△3.38%)

影響見込額は、約△39 億円 (公営企業を除く 17,367 人が対象)

(注) 改定前・改定後それぞれを 1 年間運用した場合の給与支給額の差の見込額

## 1 民間給与実態調査

市内の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 1,505 事業所から 231 事業所を抽出。4 月分の給与について職種別に調査

## 2 給与較差

本市職員と民間の年間支給額の較差は次のとおり

民間の年間支給額	職員の年間支給額	較 差
6,370,144 円	6,593,011 円	△ 222,867 円 (△ 3.38%)

(平均年齢 42.7 歳 平均勤続年 20.0 年)

(注) 本市職員の給与については、市長等及び職員の給料の特例に関する条例 (平成 19 年名古屋市条例第 12 号) 又は管理職手当の額の特例に関する規則 (平成 22 年名古屋市規則第 52 号) による減額措置がないものとして比較

## 3 給与改定

### (1) 月 例 給

民間の給与	職員の給与	較 差
398,632 円	408,236 円	△ 9,604 円 (△ 2.35%)

(平均年齢・平均勤続年は上記 2 と同じ)

上記の較差を解消するため、給料表 (医療職給料表(1)を除く。) 又は地域手当を改定

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給割合を0.2月分引下げ（4.15月分→3.95月分）

4 公務運営における課題

<p>○職員士気高揚のために</p>	<p>限られた職員給与の原資を、職員士の士気向上に資する形で配分するかが重要な課題 職員士の発揮した能力・実績に応じその処遇を決定するための取組みの必要性 役職者の職務をやりがいや魅力のあるものとするための研究の必要性 表彰制度の活用や通常業務の配分・分担についての工夫の必要性</p>
<p>○超過勤務状況職員アンケートの調査結果から</p>	<p>サービス残業の実態があるとの回答あり <span style="float: right;">2083件</span> 超過勤務の縮減といった観点のみならず、服務規律、仕事と家庭の両立支援、メンタルヘルスへの対応といった様々な視点から、総合的な対応が必要</p>
<p>○高齢期の雇用問題について</p>	<p>人事院は本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出をする予定 関連する今後の動向を注視</p>

5 勸告日

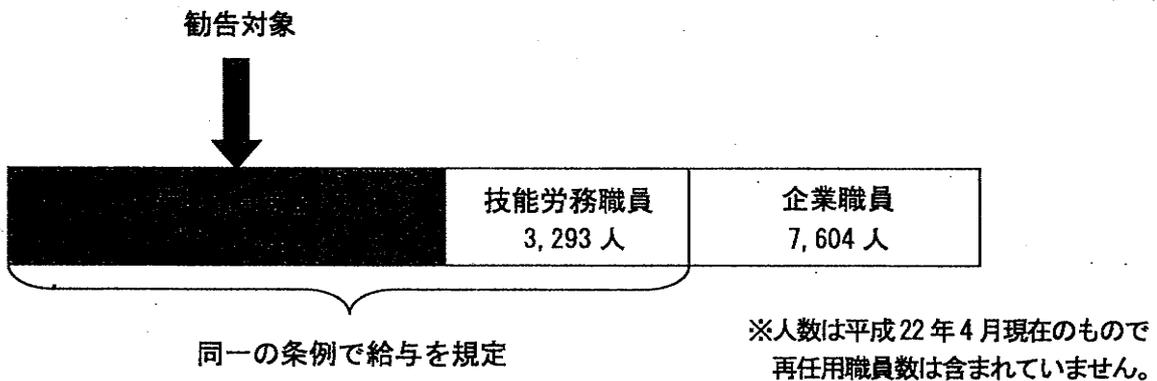
9月6日（月）

○勧告の対象となる職員は？

法的には、企業職員（上下水道局、交通局及び病院局の職員）といわゆる技能労務職員（清掃職員や学校給食員など）を除いた約1万4千人の職員が対象となっています。

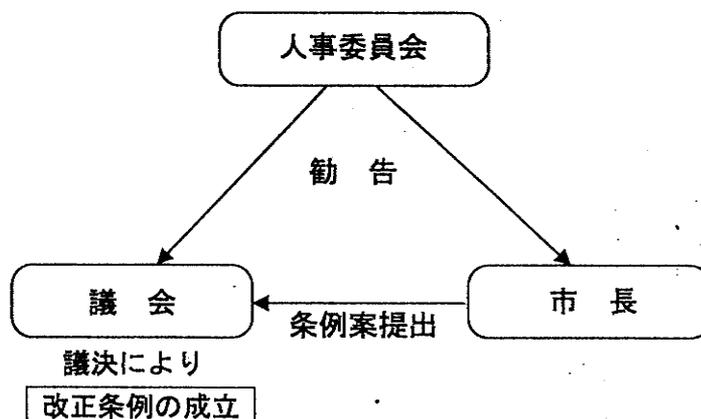
ただし、技能労務職員の給与は、勧告の対象となる職員の給与と同一の条例によって定められているため、通常、影響額の試算などにおいては、これを含めて計算を行っています。

なお、市長、副市長、議員などの特別職も、勧告の対象とはなりません。



○勧告の内容は、どのように実現されるのか？

勧告は、直接給与を変更させるものではなく、議会・市長に給与制度のあるべき方向性を示したものと見えます。勧告を受け、必要な条例改正が行われて、はじめてその効力が生じます。条例改正は、一般的に、市長部局で改正案が作成された後、議会に提案され、議会での議決を経て行われます。



給与勧告実施状況

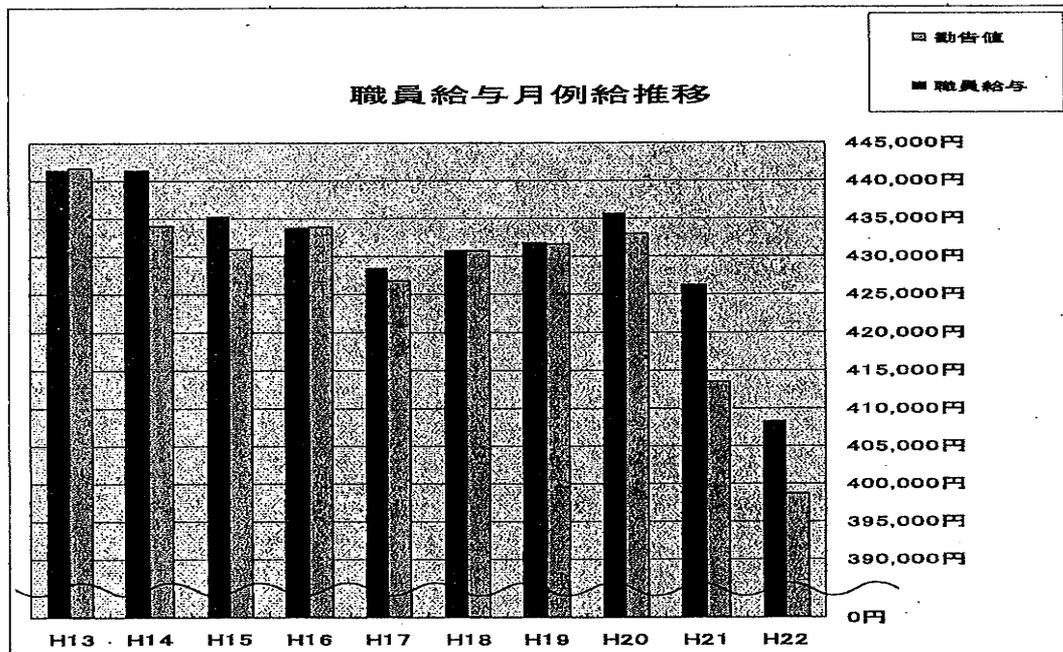
	月例給	特別給(ボーナス)		行政職職員の平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成13年	0.09%	4.70月	△0.05月	△1.5万円	△0.22%
平成14年	△1.68%	4.65月	△0.05月	△13.5万円	△1.9%
平成15年	△0.98%	4.40月	△0.25月	△17.3万円	△2.5%
平成16年	勧告なし	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△0.3万円	△0.04%
平成18年	勧告なし	4.45月	—	—	—
平成19年	勧告なし	4.50月	0.05月	2.1万円	0.31%
平成20年	△0.61%	4.50月	—	△4.3万円	△0.61%
平成21年	△2.99%	4.15月	△0.35月	△35.5万円	△5.05%
平成22年	△2.35%	3.95月	△0.20月	△22.3万円	△3.38%

(注) 1 行政職職員とは、行政職給料表適用者である。

2 平成16年の民間給与との較差は0.01%

3 平成18年の民間給与との較差は0.00%

4 平成19年の民間給与との較差は△0.02%



(注) 1 縦軸は給与額、横軸は年度。

2 「職員給与」は、行政職給料表適用者(新規学卒等除く)の平均であり、特例条例等による減額措置がないものとした場合の額。

3 勧告のなかった年の「勧告値」は、報告値を示す。